

1 特定非営利活動法人つばさ福祉会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つばさ福祉会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市中村区二ツ橋町四丁目37番地に置く。

第3条

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害を持つ人（児）に対して、障害者総合支援法及び児童福祉法に関する障害者を支援するための事業を行い、それに係る問題の改善や解決を図り、障害者本人と市民とが共生する町づくりと地域福祉の増進を図る事により、社会全体の利益に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業
 - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく地域生活支援事業
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく相談支援事業
 - ④ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 運営資金協力会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を経済的に支援する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し

込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は前二項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 削除

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨時の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の総会で決議したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の広告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載し行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	原	眞純
副理事長	井上	朝夫
理事	宇佐美	芳子
同	山本	洋子
同	市瀬	明子
同	加藤	友哉
監事	綱木	みどり

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 10万円
 - (2) 正会員月会費（月額10,000円）
 - (3) 運営資金協力会員（賛助金1口3000円）

特定非営利活動法人 つばさ福祉会

令和6年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・本年度は以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知って頂くため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業	生活介護事業
	具体的な事業内容	日常生活及び社会生活を総合的に支援する
	実施予定	月日数-8日=年間開所日 1日8時間
	実施予定場所	名古屋市中村区二ツ橋町4丁目37番地
	従事者の予定人数	常時15名
	受益対象者の範囲	知的障害者
	予定人数	21名
	事業費の予算額	90,526,000
地域生活支援事業	地域生活支援事業	共同生活援助事業
	具体的な事業内容	食事(夕・朝・)を挟み日常支援 土・日はホームでの食事を挟む日常支援
	実施予定	令和6年4月1日～令和7年3月31日
	実施予定場所	① そら：名古屋市中村区城屋敷町4-13-3
		② にじ：名古屋市中村区稲上町2-63
		③ はな：名古屋市中村区新富町5-5-1
		④ ほし：名古屋市中村区稲上町2-63 2F
	従事者の予定人数	正規職員：8名 パート：10名
受益対象者の範囲	知的障害者	
予定人数	18人	
事業費の予算額	111,560,000	
相談支援事業	相談支援事業	相談支援事業
	具体的な事業内容	計画相談・障害者のサービス利用計画 基本相談支援・障害者が社会生活を送るための相談
	実施予定	令和6年4月1日～令和7年3月31日
	実施予定場所	名古屋市中村区稲上町2-63
	従事者の予定人数	2名
	受益対象者の範囲	知的障害者・精神障害者
	予定人数	100名
事業費の予算額	7,432,000	
障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	相談支援事業
	具体的な事業内容	児童福祉法に基づく障害児の相談
	実施予定	R6年6月～R7年3月31日
	実施予定場所	相談支援事業所内
	従事者の予定人数	2名
	受益対象者の範囲	障害児
	予定人数	10名
事業費の予算額	500,000円	

特定非営利活動法人 つばさ福祉会

令和7年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・本年度は以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知って頂くため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

障害福祉サービス事業	障害福祉サービス事業	生活介護事業
	具体的な事業内容	日常生活及び社会生活を総合的に支援する
	実施予定	R7年4月1日～R8年3月31日 月日数-8日=年間開所日 1日8時間
	実施予定場所	名古屋市中村区二ツ橋町4丁目37番地
	従事者の予定人数	常時15名
	受益対象者の範囲	知的障害者
	予定人数	21名
	事業費の予算額	97,026,000
地域生活支援事業	地域生活支援事業	共同生活援助事業
	具体的な事業内容	食事(夕・朝・)を挟み日常支援 土・日はホームでの食事を挟む日常支援
	実施予定	R7年4月1日～R8年3月31日
	実施予定場所	① そら：名古屋市中村区城屋敷町4-13-3
		② にじ：名古屋市中村区稲上町2-63
		③ はな：名古屋市中村区新富町5-5-1
		④ ほし：名古屋市中村区稲上町2-63 2F
	従事者の予定人数	正規職員：8名 パート：10名
	受益対象者の範囲	知的障害者
予定人数	18人	
事業費の予算額	111,560,000	
相談支援事業	相談支援事業	相談支援事業
	具体的な事業内容	計画相談・障害者のサービス利用計画 基本相談支援・障害者が社会生活を送るための相談
	実施予定	R7年4月1日～R8年3月31日
	実施予定場所	名古屋市中村区稲上町2-63
	従事者の予定人数	2名
	受益対象者の範囲	知的障害者・精神障害者
	予定人数	100名
	事業費の予算額	7,132,000
障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	相談支援事業
	具体的な事業内容	児童福祉法に基づく障害児の相談
	実施予定	R7年4月1日～R8年3月31日
	実施予定場所	相談支援事業所内
	従事者の予定人数	2名
	受益対象者の範囲	障害児
	予定人数	10名
	事業費の予算額	800,000円

特定非営利活動法人つばさ福祉会

活動予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

単位:円

科 目	金 額	
I 経常収益		
1、受取会費		
正会員入会金	0	
正会員受取会費	741,000	
賛助会員受取会費	500,000	1,241,000
2、受取寄付金		
受取寄付金	10,000,000	10,000,000
3、受取助成金		
受取助成金	15,500,000	15,500,000
4、事業収益		
A事業収益(生活介護事業つばさ)	102,341,789	
B事業収益(グループホームそら事業)	101,505,209	
C事業収益(相談支援事業所つばさ)	7,000,000	
D事業収益(障害児相談支援事業つばさ)	500,000	
事業収益		211,346,998
5、その他収益		
受取利息	650	
雑収入	1,200,000	
工賃	380,000	
その他の収益		1,580,650
経常収益		239,668,648
II 経常費用		
1、事業費		
(1)人権費		
給料手当	158,276,000	
法定福利費	25,950,000	
人件費計		184,226,000
(2)その他経費		
厚生経費	1,610,000	
旅費交通費	520,000	
消耗品	1,950,000	
事務消耗品	400,000	
保険料	1,550,000	
印刷製本費	640,000	
水道光熱費	1,600,000	
燃料費	1,150,000	
会議費	100,000	
修繕費 (建物)	1,000,000	
" (車両)	100,000	
リース(エアコン)	470,000	
リース(車)	3,800,000	
リース(コピー機)	732,000	
借料損料	2,800,000	
消耗什器備品	500,000	
通信運搬費	900,000	
訓練指導費	360,000	
教養娯楽費	3,800,000	
慶弔費	60,000	
研修費	500,000	
租税公課	100,000	
雑費	600,000	
支払手数料	100,000	
消防設備費	450,000	
事業費計		25,792,000
		210,018,000

科 目	金 額		
その他の経費			
2 管理費			
(1)人件費	1,200,000		
人件費計		1,200,000	
(2)その他経費			
厚生経費	200,000		
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	50,000		
水道光熱費	60,000		
会議費	200,000		
租税公課	5,000		
雑費	50,000		
支払手数料	80,000		
賃借料	1,250,000		
慶弔費	50,000		
補償金	0		
減価償却費	6,000,000		
その他経費計		7,965,000	
管理費計			9,165,000
経営費用計			
当期経営増減額			20,485,648
III 経営外収益			
1、過年度損益修正益		0	
経営外収益計			0
IV 経営外費用			
1、過年度損益修正損		0	
経営外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			20,485,648
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			20,485,648
前期繰越正味財産額			187,662,550
次期繰越正味財産額			208,148,198

活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

単位:円

科 目	金 額		
I 経常収益			
1、受取会費			
正会員入会金	0		
正会員受取会費	741,000		
賛助会員受取会費	500,000		
受取会費計		1,241,000	
2、受取寄付金			
受取寄付金	10,000,000		10,000,000
3、受取助成金			
受取助成金	15,500,000		15,500,000
4、事業収益			
A事業収益(生活介護事業つばさ)	105,000,000		
B事業収益(グループホームそら事業)	110,000,000		
C事業収益(相談支援事業所つばさ)	6,850,000		
D事業収益(障害児相談支援事業)	800,000		
事業収益計		222,650,000	
5、その他収益			
受取利息	650		
雑収入	1,200,000		
工賃	400,000		
その他の収益計		1,600,650	
経常収益計			250,991,650
II 経常費用			
1、事業費			
(1)人権費			
給料手当	164,776,000		
法定福利費	25,950,000		
人件費計		190,726,000	
(2)その他経費			
厚生経費	1,610,000		
旅費交通費	520,000		
消耗品	1,950,000		
事務消耗品	400,000		
保険料	1,550,000		
印刷製本費	640,000		
水道光熱費	1,600,000		
燃料費	1,150,000		
会議費	100,000		
修繕費(建物)	1,000,000		
" (車両)	100,000		
リース(エアコン)	470,000		
リース(車)	3,800,000		
リース(コピー機)	732,000		
借料損料	2,800,000		
消耗什器備品	500,000		
通信運搬費	900,000		
訓練指導費	360,000		
教養娯楽費	3,800,000		
慶弔費	60,000		
研修費	500,000		
租税公課	100,000		
雑費	600,000		
支払手数料	100,000		
消防設備費	450,000		
その他の経費		25,792,000	
事業費計			216,518,000

科 目	金 額		
2 管理費			
(1)人件費	1,200,000		
人件費計		1,200,000	
(2)その他経費			
厚生経費	200,000		
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	50,000		
水道光熱費	60,000		
会議費	200,000		
租税公課	5,000		
雑費	50,000		
支払手数料	80,000		
貸借料	1,250,000		
慶弔費	50,000		
補償金	0		
減価償却費	6,000,000		
その他経費計		7,965,000	
管理費計			9,165,000
経営費用計			
当期経営増減額			25,308,650
III 経営外収益			
1、過年度損益修正益		0	
経営外収益計			0
IV 経営外費用			
1、過年度損益修正損		0	
経営外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			25,308,650
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			25,308,650
前期繰越正味財産額			208,148,198
次期繰越正味財産額			233,456,848